

個人質問(6月17日) 青木ともこ議員

ヘイトスピーチの解消に向けた取り組みを

青木ともこ議員は6月17日の本会議で、ヘイトスピーチの再発防止に市が取り組むよう求めました。

対策法が5月に成立

まず青木議員は、2016年5月24日に衆院本会議で成立したヘイトスピーチ対策法の内容を紹介。「特定の民族に対し、いちじるしい侮辱によって脅威を与え、社会からの排除を扇動するヘイトスピーチは許されないと宣言したこの法律」が6月3日から施行されたことを説明しました。

この対策法の成立前後に、これまでヘイトスピーチをくり返してきた団体が、川崎市や福岡市、そして名古屋市で集会とデモを計画。名古屋市では5月29日に計画され、これに抗議する市民が名古屋市に、集会所である公園の使用許可取り消しを求めましたが応じられず、集会とデモは予定どおり行われました。



▲5月30日付「朝日」

その場に赴いた青木議員が目にしたのは、「特定の民族に対する、むき出しの差別扇動が、拡声器を通して市内の繁華街に響き渡るという、現代の日本社会であってはならない光景でした」と報告。名古屋市が公園の使用を許可し、多くの市民が失望したことも報告しました。

差別的言動は許されない (市長)

このヘイトデモの翌日、河村たかし市長は定例記者会見にて、朝鮮学校補助金を減額した市長の姿勢がデモ隊に評価された感想を問われ、「ほめていただいて、ありがたい」と述べたうえ、依然として「表現の自由」にこだわる姿勢を示しました。

青木議員は、河村市長の言葉は「民族差別団体に同調するかのような発言だ」と指摘し、ヘイトスピーチが「表現の自由」として許されるのか質しました。

河村市長は、法律で定義されている不当な差別的言動は「許されることではない」と答えました。

川崎市や大阪市では

青木議員は続けて、先進的な自治体の事例を紹介。

ヘイトデモが計画された川崎市では、公園の使用申請に対して、この申請団体が「不当な差別的言動を行う恐れがある」と判断し、都市公園条例「公園の管理に支障がある行為」を認めないことを理由に、使用不許可を決定。

大阪市では2016年1月「ヘイトスピーチ抑止条例」が制定されました。この条例は、市民からヘイトスピーチによる被害の届け出があった場合、学識経験者らの審査会にかけて認められたら、差別的言動をおこなった個人名や団体名を公表する、という内容です。



たたかいと苦しみがあつた

この対策法が成立した道の中には、差別を許さない市民の粘り強いたたかいがあつたこと、ヘイトスピーチという暴力に耐え続けたマイノリティの方々がいたことを忘れてはいけない、と青木議員。被害の当事者の心境を紹介しました。

- ・こんな恐ろしい言葉が、どうして許されるのか、ただ怒りと恐怖しかなかった。
- ・デモを目にした子供が、家から出られなくなった。本名を言わなくなり、学校に行けなくなった。
- ・「自分は生きてはいけないんだ」と思った。

情報収集し施策の参考に

青木議員は経過を説明後、名古屋市では取り組みをどのように進めていくのか質し、ヘイトスピーチに明確に反対している愛知県との連携を求めました。

市民経済局長は、対策を進めるため関係局による庁内連絡会をすでに設置したことを報告し、これからはさらに「国から情報を収集するほか、川崎市や大阪市の調査などに努め、施策の参考にしてまいりたい」と答えました。

また、河村市長は、愛知県とも連携していろいろ取り組んでいきたい、と表明しました。